

青森県報

第三千八百五十六号

平成二十六年
六月十六日
(月曜日)

目次

告 示

救急病院の設置	(医療業務課)	一
救急病院の廃止	(同)	一
救急診療所の廃止	(同)	一
特定行為業務の登録	(高齢福祉 保険課)	二
家畜伝染病の発生	(畜産課)	二
基本測量の実施	(監理課)	二
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(河川砂防課)	二
公 告		
大規模小売店舗の新設に関する届出	(商工政策課)	三
大規模小売店舗の変更の届出	(同)	四
右 同	(同)	五
出先機関		
土地改良区の役員の退任	(中南地域 民局)	六

告

示

青森県告示第四百八十四号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定によ

り、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成二十六年六月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限
国民健康保険南 部町医療センタ ー	南部町大字下名久井字白山八七 の一	平成二十九年五月三十一日
青森市立浪岡病 院	○青森市浪岡大字浪岡字平野一八	平成二十九年六月二日
十和田第一病院	十和田市東三番町一 の七	平成二十九年六月十二日

青森県告示第四百八十五号

次の医療機関の開設者から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があったことにより、同医療機関は救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項に規定する救急病院でなくなったので、同令第二条第二項の規定により告示する。

平成二十六年六月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地
南部町国民健康保険名川病 院	南部町大字平字虚空蔵二九

青森県告示第四百八十六号

次の医療機関の開設者から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があったことにより、同医療機関は救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条

第一項に規定する救急診療所でなくなったので、同令第二条第二項の規定により告示する。

平成二十六年六月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	北畠外科胃腸科医院
所 在 地	青森市堤町一丁目一三の六

青森県告示第四百八十七号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十六年六月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	〇二一〇〇一 〇七〇	登録年月日	平成 二六・六・一	氏名又は名称	株式会社 芙蓉	住所	青森市大 字四ツ石 六の二	事業名称	訪問介護 ステーション あお	所在地	青森市大 字四ツ石 六の二	業務開始年月日	平成 二六・六・一	備考	訪問介護 訪問介護
登録番号	〇二一〇〇一 〇七〇	登録年月日	平成 二六・六・一	氏名又は名称	株式会社 芙蓉	住所	青森市大 字四ツ石 六の二	事業名称	訪問介護 ステーション あお	所在地	青森市大 字四ツ石 六の二	業務開始年月日	平成 二六・六・一	備考	訪問介護 訪問介護

青森県告示第四百八十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十六年六月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	ヨ一ネ病	家畜の種類	牛	患者、疑患者の別	患畜	頭数	三	発生場所又は区域	上北郡東北町	発月日	平成 二六・五・三
家畜伝染病の種類	ヨ一ネ病	家畜の種類	牛	患者、疑患者の別	患畜	頭数	四	発生場所又は区域	十和田市	発月日	平成 二六・五・三

青森県告示第四百八十九号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年六月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
 - 基本測量（「国土広域情報」修正測量）
- 二 作業期間
 - 平成二十六年六月一日から平成二十七年三月三十一日まで
- 三 作業地域
 - 青森県内全域

青森県告示第四百九十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県国土整備部河川砂防課及び中南地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年六月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

茂森新町急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	弘前市	茜町二丁目		九の二
二		西茂森一丁目		二四の四
三		"		二四の五
四		"		二四の一〇
五		茜町二丁目		九の三

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年六月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリパワー十和田店

十和田市東十四番町三四の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社コメリ

新潟県新潟市南区清水四五〇一の一

代表取締役 捧雄一郎

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社コメリ

新潟県新潟市南区清水四五〇一の一

代表取締役 捧雄一郎

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十七年一月三十一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

八、四七五平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

二四四台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

一〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

二〇九・四〇平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

六四・七二立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前七時

閉店時刻 午後八時四十五分

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から午後九時まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

五か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成二十六年五月三十日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所

2 期間

平成二十六年六月十六日から同年十月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年十月十六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年六月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変	更	前	変	更	後	年	変	月	日	更
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

三光ストア新井田店 八戸市大字新井田字法光野二三	外	新三光ストア新井田店 八戸市大字新井田字法光野二三	外	平成 二六・四・二
-----------------------------	---	------------------------------	---	--------------

株式会社リッツコーポレーショ 福島県会津若松市中町四の三六 代表取締役 小池信介	変	更	前	株式会社リッツコーポレーショ 八戸市大字長苗代字前田八三の 代表取締役 三浦建彦	変	更	後	平成 二六・三・三	年	変	月	日	更
--	---	---	---	--	---	---	---	--------------	---	---	---	---	---

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社三光 八戸市根城八丁目八の八 代表取締役 関本三郎	変	更	前	株式会社リッツコーポレーショ 八戸市大字長苗代字前田八三の 代表取締役 三浦建彦	変	更	後	平成 二六・三・三	年	変	月	日	更
-------------------------------------	---	---	---	--	---	---	---	--------------	---	---	---	---	---

四 届出年月日

平成二十六年五月二十二日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成二十六年六月十六日から同年十月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年十月十六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年六月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

新三光ストア新井田店

八戸市大字新井田字法光野二三外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社リッツコーポレーション

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦建彦

三 変更しようとする事項

大規模小売店舗の設置に關する事項	駐車場の位置及び収容台数	一五〇台	一七五台(駐車場の増設に伴うもの。位置は、届出書添付図面のとおり)	平成二七・一・三
区	分	変更前	変更後	年月日

大規模小売店舗の営業開始時刻

開店時刻 午前九時三十分

開店時刻(ただし、午前九時開店時刻)翌午前零時

二六・六・六

来客が駐車するに要する時間

午前八時三十分から午後十時まで

午前八時三十分(ただし、年間十日間午前四時三十分)から翌午前零時三十分まで

二六・六・六

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

二か所

位置の変更(位置は、届出書添付図面のとおり)

二六・六・六

四 届出年月日

平成二十六年五月二十二日

五 届出書及び添付書類の縦覧

場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

六 意見書の提出

平成二十六年六月十六日から同年十月十六日まで

時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年十月十六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

出 先 機 関

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、弘前北部土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十六年六月十六日

中南地域県民局長 高 原 至 智

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の 年月日
理事	佐藤 昭廣	弘前市大字宮館字宮館沢二三の一	平成六・五・三

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭